

令和6年度 連絡協議会の取組結果について

令和6年度

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

令和7年2月5日（水）

2. 今年度の取組一覧

令和6年度の広報活動の実施内容

対象者	実施項目	NO	実施先	実施内容	実施主体
荷主	荷主への説明会等を活用した周知啓発活動及びアンケート調査の実施	①	(建設業団体) 日本建設業連合会関西支部【76社】 大阪建設業協会【103社】 京都府建設業協会【230社】 兵庫県建設業協会【660社】 PC建設業協会関西支部【13社】 大阪府鉄構建設業協同組合【110社】 京都府鉄構工業協同組合【47社】 兵庫県鉄工建設業協同組合【66社】	<ul style="list-style-type: none"> 荷主団体を通じて、各荷主事業者に対して「特殊車両通行制度」「荷主勧告制度」等に関する啓発資料を活用した活動、併せて認知度を把握するためのアンケート調査を実施 近畿運輸局と連携を図りながら、関係団体が開催する講習会等の場において、「特殊車両通行制度」「荷主勧告制度」等についての周知機会確保の働きかけの実施(関係団体に要請を行ったが、結果として未実施) 荷主関係団体が管理するホームページ及び機関誌に啓発用チラシ・アンケート調査票等の掲載を依頼し、アンケート調査等の広報活動を実施(兵庫県建設業協会) 	建設業団体事務局
			建設工事安全協議会	<ul style="list-style-type: none"> 直轄工事受注業者に対して、直轄の各道路関係事務所の「工事安全対策協議会」を通じて、各工事現場等にポスター掲示及びチラシ配布の啓発活動依頼の実施(大阪国道事務所、京都国道事務所、兵庫国道事務所の直轄の工事現場にチラシ配布) 連絡協議会に関係する直轄の国道事務所管理のホームページに啓発用チラシ等の掲載を依頼し掲載を実施(大阪国道事務所、京都国道事務所、兵庫国道事務所) 直轄工事以外の工事に関しては、大阪労働局、兵庫労働局及び京都労働局に対し、管内各労働基準監督署へのチラシの配布等の啓発支援の働きかけの実施(管内労働基準監督署へのチラシ配布及び巡回指導の際に現場でのチラシ配布) 	事務局
クレーン事業者	周知啓発活動及びアンケート調査の実施	②	全国クレーン建設業協会大阪支部【54社】 全国クレーン建設業協会兵庫支部【27社】	<ul style="list-style-type: none"> 大阪支部及び兵庫支部を通じて、各クレーン事業者に対して「特殊車両通行制度」「荷主勧告制度」等に関する啓発資料を活用した活動、併せて認知度を把握するためのアンケート調査の協力依頼し、アンケート調査を実施 5年周期の安全衛生法に基づく、オペレータ講習会でアンケート調査の協力依頼し実施(大阪支部10/20、兵庫支部3/2予定) 	クレーン協会事務局
運送事業者	機関誌掲載及びアンケート調査の実施等	③	大阪府トラック協会【3,800社】 京都府トラック協会【700社】 兵庫県トラック協会【2,100社】	<ul style="list-style-type: none"> 2府1県のトラック協会の機関誌等へ連絡協議会広報活動をPRする記事を掲載、「特殊車両通行制度」「荷主勧告制度」等に関する啓発資料を活用した活動、併せてアンケート調査の協力依頼し実施 特殊車両通行確認制度の周知のため、確認制度説明資料を運送事業者団体のホームページや機関誌の掲載を依頼し実施 	トラック協会事務局
	整備管理者研修を活用した啓発活動の実施	④	各運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修等を活用して、「特殊車両通行制度」等に関する啓発資料を活用した活動、併せて啓発用のチラシ配布の協力依頼の実施 	各運輸支局
	運行管理者講習を活用した啓発活動の実施	⑤	近畿運輸局	<ul style="list-style-type: none"> 各種講習等を活用して、「特殊車両通行制度」等に関する啓発資料の啓発用のチラシ配布の協力依頼し、配布を実施(※R6年度講習実施指定機関(「NASVA」独立行政法人自動車事故対策機構)の一般講習時に協力依頼し、配布を実施) 	近畿運輸局
	事業者・ドライバー等への啓発活動	⑥	各道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 合同取締の現地取締時にチラシ・ウェットティッシュ配布の実施 連絡協議会に関係する道路管理者が実施する特殊車両の通常取締りに、啓発用チラシと罰則チラシをドライバーへ配布依頼し、配布を実施(大阪国道事務所等) 	道路管理者事務局
			大阪府トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> 運送事業者団体の協力を得て、トラックドライバーの休憩施設であるトラックステーションに啓発用ポスター掲示及び特殊車両通行違反における罰則チラシの配布を依頼し、配布を実施(大阪トラックステーション) 	事務局
研修等の実施	⑦	大阪府トラック協会 京都府トラック協会 兵庫県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> 近畿運輸局・近畿地方整備局職員を講師として会員事業者向けGマーク研修の実施(大阪トラック協会1/16) 特殊車両通行確認制度のメリット等を周知するため、運送事業者団体に対して意見交換会等の機会確保の働きかけを実施(兵庫県トラック協会12/13) 	トラック協会事務局	
社会一般	ラジオCM	⑧	FM 802	<ul style="list-style-type: none"> 関西エリアで聴取率が最も高いFM802において、40秒CMを2日間 合計12回CM放送を実施 	事務局
	WEBアンケート調査	⑨		<ul style="list-style-type: none"> 社会一般向けラジオCMの効果検証として、WEBアンケート調査により、特車制度の認知度等の調査実施 	事務局
全体	広報イベント	⑩	インフラメンテナンス国民会議 建設技術展 トラックの日等	<ul style="list-style-type: none"> 荷主である建設事業者が多く出展する「インフラメンテナンス国民会議」及び「建設技術展」のイベントにおいて、パネル展示、社会一般用啓発資料の放映、啓発用チラシ・ウェットティッシュ等を配布するとともに、荷主及び一般来場者に対してのアンケート調査の広報活動の実施 トラックの日の「トラックフェスタ」において、府県会場での啓発用チラシ配布依頼し実施(大阪府、京都府、兵庫県の各会場) 	トラック協会事務局
	ポスターの掲示 チラシの配布	⑪	-	<ul style="list-style-type: none"> 連絡協議会委員が管轄する事務所等において、ポスターの掲示及び啓発用チラシの配布を実施 大型車のドライバーに対して、利用する直轄の一般国道沿線の「道の駅」等の道路情報コーナーにおいて、ポスター掲示・啓発用チラシ配布による啓発活動の実施(直轄国道の「道の駅」25箇所にチラシ配布) 連絡協議会に関係する府・県警察本部を通じて、所轄警察の窓口等にも啓発用チラシと罰則チラシ配布や啓発用ポスター掲示の実施(大阪府警・京都府警・兵庫県警) 	各委員事務局
	連絡協議会ホームページ掲載	⑫	近畿地方整備局ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 連絡協議会の関係道路管理者と連携し、定期的に行っている取締実績の情報提供(前年度実績)、重大事故情報及び行政処分事例の協議会ホームページへの掲載を実施 協議会ホームページへのリンクを協議会委員の各ホームページへ掲載依頼し、協議会ホームページへのアクセス拡大の検討 	事務局
運送事業者	合同取締	⑬	各道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府・京都府・兵庫県において合同取締りの実施(11/20) 	道路管理者

2. 今年度の取組一覧

令和6年度連絡協議会の取組み

実績

活動計画	令和6年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
連絡協議会													□	実施予定
総括ワーキンググループ				第1回 総括WG ▷									第2回 総括WG ▷	計画通り
■ 関係団体へ個別説明 啓発活動		▶												計画通り
③ 運送事業者機関誌								▶						計画通り
④ 整備管理者研修									▶					計画通り
⑤ 運送事業者等啓発								▶						計画通り
⑧ ラジオCM								▷						計画通り
認知度調査														
①～⑦ 荷主、クレーン・ 運送事業者アンケート 調査								▶						計画通り
⑨ WEBアンケート調査								▶						計画通り
各委員等の取組														
⑩ 広報イベントへ参画		▶											計画通り	
⑪ ポスターの掲示等								▶						計画通り
連絡協議会HP														
⑫ 連絡協議会HP	▶												計画通り	
⑬ 合同取締													合同取締 ▷	計画通り

3. 取組の紹介（荷主関係団体への啓発活動）

NO.① 各直轄国道事務所へのホームページ掲載依頼

(※ 赤字は新規実施項目)

近畿地域連絡協議会の関係機関の各直轄国道事務所へ依頼して、啓発用チラシ（4種類）を各事務所のホームページに掲載して頂きました。

各直轄国道事務所HPでのPR

【大阪国道事務所】



【京都国道事務所】



【兵庫国道事務所】



荷主等向け罰則チラシ

通行確認制度チラシ



3. 取組の紹介（荷主及びクレーン事業者への啓発活動）

NO.①② 荷主及びクレーン事業者へのアンケート調査

近畿地域連絡協議会のアンケート調査の実施

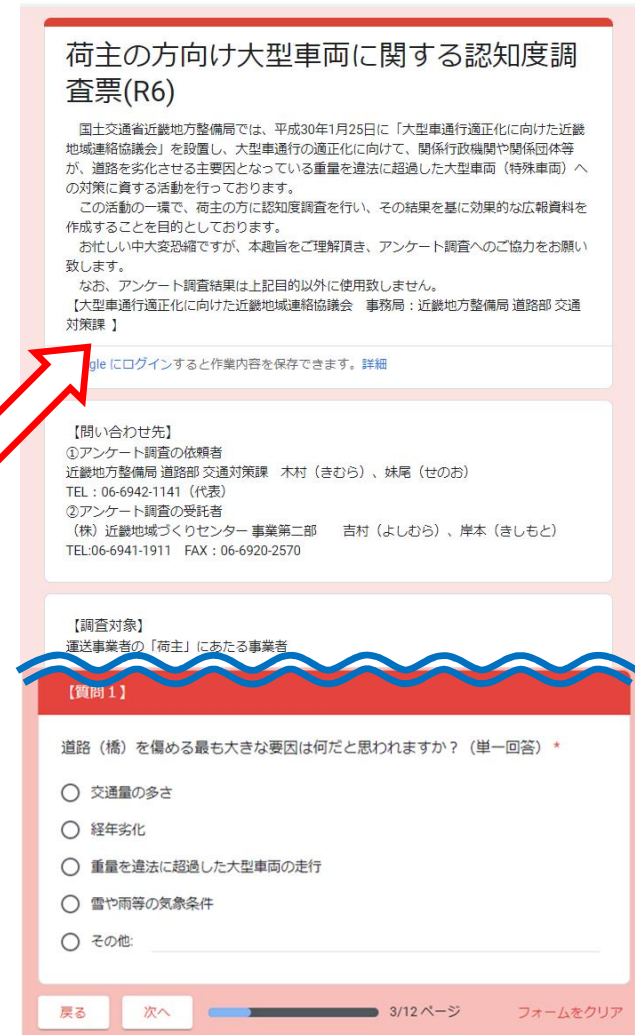
アンケート調査は、関係機関毎にWEBアンケートフォームを作成し、紙媒体のアンケート用紙には、関係機関毎にWEBアンケートフォームのQRコードを掲載して、アンケート調査を実施しました。



荷主向けチラシ



アンケート用紙



<WEBアンケートフォーム例>

3. 取組の紹介(運送事業者への啓発活動)

NO.③ 機関誌掲載

【大阪府トラック協会 機関誌掲載】

大阪府トラック協会の機関誌「トラック広報」11月号に連絡協議会の活動PRとアンケート調査の協力依頼の挟込記事を掲載して頂き、会員事業者に大型車通行適正化への協力依頼をして頂きました。

トラック広報 Contents 令和6年11月号 No.731

記事	お知らせ
○第29回 全国トラック運送事業者大会	・近畿運輸局 メルマガ 令和6年11月Vol.9 10
○令和6年度 自動車関係功労者大表彰	・大阪府消防局から大阪府消防出初式のお知らせ 11
○令和6年度 「中環をきれいにする日」	・令和6年度 近代化基盤輸機
○令和6年度 第3回 広報委員会を開催	
○第33回 児童絵画コンクール審査会を実施	
○大阪トラックステーションでのトラックメンテナンス配布	大阪府トラック協会 機関誌掲載文 近畿地方整備局からのお知らせ 大型車通行適正化に向けた啓発活動を実施
○Monthly News	国土交通省 近畿地方整備局
○第31回 トラック運送業界の現状	
○巻末ドライバー教育にご活用ください 路側に停止車両がある高速道路の走行	
○GMワークラップingトラックを走行	

今月

- ◆安全運転実践目標・事業用貨物自動車の空
- ◆令和6年度 改善基準告示解説セミナーのこ
- ◆<大型車に係る安全対策と事故防止の推進
- ◆令和6年度 第2回「引継ぎ管理者講習」の開催
- ◆「チルゲートリフター特別教育(学科)」の
- ◆「車両系荷役装置機械等作業指揮者」ならび
- ◆(案内)
- ◆【国土交通省】特殊車両通行確認制度運用期
- ◆【OSAKA】こびフィールド 中小企業人材交
- ◆企業事業部!
- ◆【大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡
- ◆【大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡
- ◆する認知調査のご協力をお願い
- ◆【自動車事故対策機構】「eナビ」12月から
- ◆【自動車事故対策機構】令和7年度から運行管
- ◆取に変わります
- ◆【中小企業基盤整備機構】BCPに備える
- ◆【大阪府】方改革推進支援・資金相談センタ
- ◆【大阪府モレール建設事務所】分合流路の
- ◆高工区その2】
- ◆【全日本トラック協会】トラック輸送の「標準

「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」では、大型車両の運送事業者及び関係する事業者の適正かつ安全な走行に向け、「積み過ぎ禁止! ルール厳守で道路を守ろう!」を統一スローガンに様々な啓発活動を実施しています。

さて、近畿地域の橋梁等の道路構造物は、既に約50年が経過しているものが約2割あり、今後さらに増加傾向にあるとされています。

これらの老朽化した道路構造物に対して、近年、軸重超過車両の割合は、3割程度の横ばいで推移しており、依然として、重量超過の車両は減少しておらず、老朽化が進んでいる橋梁や道路舗装等に大きな悪影響を与えています。

こうした現状を踏まえて、当協議会では平成30年から継続して、大型車通行適正化に向けた啓発活動の取組みを推進しています。

大阪府トラック協会の会員企業の皆様におかれましては、この取組みにご理解を頂き、通行の適正化及び啓発活動へのご協力をお願い致します。

併せて、映像資料をご視聴して頂き、特殊車両に関する認識を深めて頂くとともに、当協議会が実施する効果的な広報活動の実施に向けて、アンケート調査にご協力を宜しくお願い致します。

アンケート調査につきましては、下記のQRコードからアクセスして頂き、大型車通行適正化についての映像資料を事前にご視聴して頂いたうえで、アンケートにご協力を宜しくお願い致します。

【大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会委員】
一般社団法人大阪府トラック協会、一般社団法人京都府トラック協会、
一般社団法人兵庫県トラック協会、一般社団法人全国クレーン建設業協会大阪支部、
同兵庫支部、大阪府警察本部、京都府警察本部、兵庫県警察本部、近畿運輸局、
大阪府、京都府、兵庫県、大阪市、堺市、京都市、神戸市、西日本高速道路株式会社、
阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、近畿地方整備局
(オブザーバー)
公益社団法人関西経済連合会、警察庁近畿管区警察局、国土交通省近畿地方整備局港湾空港部
(事務局) 近畿地方整備局 道路部 交通対策課

【兵庫県トラック協会 機関誌掲載】

兵庫県トラック協会の機関誌「兵ト協ニュース」の11月号のP1に連絡協議会の活動PRとアンケート調査の協力依頼の記事を掲載して頂き、会員事業者に大型車通行適正化への協力依頼をして頂きました。

兵ト協ニュース Vol.460
NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

TOPICS

主な記事

- ◆ 令和6年度 年末の交通事故防止運動兵庫県連
- ◆ 自動車公道防止月間(11月)に伴う「譲歩キャン
- ◆ 「譲歩と物流を考えるフォーラム」の開催につい
- ◆ 運送事業者実務相談からのお知らせ
- ◆ (今月のテーマ)「飲酒運転の防止についての情報

主な同封物

- ◆ トラック輸送の「標準的運賃」が改定されました

行政からのお知らせ
近畿地方整備局

大型車通行適正化に向けた啓発活動を実施

「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」では、大型車両の運送事業者及び関係する事業者の適正かつ安全な走行に向け、「積み過ぎ禁止! ルール厳守で道路を守ろう!」を統一スローガンに様々な啓発活動を実施しています。

さて、近畿地域の橋梁等の道路構造物は、既に約50年が経過しているものが約2割あり、今後さらに増加傾向にあるとされています。

これらの老朽化した道路構造物に対して、近年、軸重超過車両の割合は、3割程度の横ばいで推移しており、依然として、重量超過の車両は減少しておらず、老朽化が進んでいる橋梁や道路舗装等に大きな悪影響を与えています。

こうした現状を踏まえて、当協議会では平成30年から継続して、大型車通行適正化に向けた啓発活動の取組みを推進しています。

兵庫県トラック協会の会員企業の皆様におかれましては、この取組みにご理解を頂き、通行の適正化及び啓発活動へのご協力をお願い致します。

併せて、映像資料をご視聴して頂き、特殊車両に関する認識を深めて頂くとともに、当協議会が実施する効果的な広報活動の実施に向けて、アンケート調査にご協力を宜しくお願い致します。

アンケート調査につきましては、下記のQRコードからアクセスして頂き、大型車通行適正化についての映像資料を事前にご視聴して頂いたうえで、アンケートにご協力を宜しくお願い致します。

【大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会委員】
一般社団法人大阪府トラック協会、一般社団法人京都府トラック協会、
一般社団法人兵庫県トラック協会、一般社団法人全国クレーン建設業協会大阪支部、
同兵庫支部、大阪府警察本部、京都府警察本部、兵庫県警察本部、近畿運輸局、
大阪府、京都府、兵庫県、大阪市、堺市、京都市、神戸市、西日本高速道路株式会社、
阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、近畿地方整備局
(オブザーバー)
公益社団法人関西経済連合会、警察庁近畿管区警察局、国土交通省近畿地方整備局港湾空港部
(事務局) 近畿地方整備局 道路部 交通対策課

3. 取組の紹介(運送事業者への啓発活動)

NO.③ 運送事業者へのアンケート調査の実施

【大阪府トラック協会】

大阪府トラック協会が発行する機関誌「トラック広報」の11月号に特殊車両通行許可制度の認知度把握のため、アンケート調査票及びチラシを同封して、会員事業者へアンケートの協力依頼をして頂きました。

【京都府トラック協会】

京都府トラック協会が発行する機関誌を会員事業者へ配布する際に、事務局からのアンケート調査協力依頼文とアンケート用紙及び一般向けチラシを同封し、特殊車両通行許可制度の認知度を把握するためのアンケート調査への協力依頼をして頂きました。

【兵庫県トラック協会】

兵庫県トラック協会が発行する機関誌を会員事業者へ配布する際に、一般向けチラシとアンケート用紙を同封し、特殊車両通行許可制度の認知度を把握するためのアンケート調査への協力依頼をして頂きました。

トラック広報 2024 11月号 vol.731
TRUCK PUBLIC RELATIONS MAGAZINE

大阪府トラック協会 機関誌掲載文
近畿地方整備局からのお知らせ
大型車通行適正化に向けた啓発活動を実施
国土交通省 近畿地方整備局

「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」では、大型車両の運送事業者及び関係する事業者の適正かつ安全な走行に向け、「積み過ぎ禁止！ルール厳守で道路を守ろう！！」を統一スローガンに様々な啓発活動を実施しています。

さて、近畿地域の橋梁等の道路構造物は、既に約50年が経過しているものが約2割あり、今後さらに増加傾向にあると言われています。

これらの老朽化した道路構造物に対して、近年、軸重超過車両の割合は、3割程度の横ばいで推移しており、依然として、重量超過の車両は減少しておらず、老朽化が進んでいる橋梁や道路舗装等に大きな悪影響を与えています。

こうした現状を踏まえて、当協議会では平成30年から継続して、大型車通行適正化に向けた啓発活動の取組みを推進しています。

大阪府トラック協会の会員企業の皆様におかれましては、この取組みにご理解を頂き、通行の適正化及び啓発活動へのご協力をお願い致します。

併せて、映像資料をご視聴して頂き、特殊車両に関する認識を深めて頂くとともに、当協議会が実施する効果的な広報活動の実施に向けて、アンケート調査にご協力を宜しくお願い致します。

アンケート調査につきましては、下記のQRコードからアクセスして頂き、大型車通行適正化についての映像資料を事前にご覧頂いたうえで、アンケートにご協力を宜しくお願い致します。

【大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会委員】
一般社団法人大阪府トラック協会、一般社団法人京都府トラック協会、
一般社団法人兵庫県トラック協会、一般社団法人全国クレーン建設業協会大阪支部、
同兵庫支部、大阪府警察本部、京都府警察本部、兵庫県警察本部、近畿運輸局、
大阪府、京都府、兵庫県、大阪市、堺市、京都市、神戸市、西日本高速道路株式会社、
阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、近畿地方整備局
(オプザバー)
公益社団法人関西経済連合会、警察庁近畿管区警察部、国土交通省近畿地方整備局港湾空港部
(事務局) 近畿地方整備局 道路部 交通対策課

きょうととらっく 11 2024
Kyotruck

京都府トラック協会 機関誌掲載文
行政だより
大型車通行適正化に向けた啓発活動を実施
国土交通省 近畿地方整備局

「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」では、大型車両の運送事業者及び関係する事業者の適正かつ安全な走行に向け、「積み過ぎ禁止！ルール厳守で道路を守ろう！！」を統一スローガンに様々な啓発活動を実施しています。

さて、近畿地域の橋梁等の道路構造物は、既に約60年が経過しているものが約2割あり、今後さらに増加傾向にあると言われています。

これらの老朽化した道路構造物に対して、近年、軸重超過車両の割合は、3割程度の横ばいで推移しており、依然として、重量超過の車両は減少しておらず、老朽化が進んでいる橋梁や道路舗装等に大きな悪影響を与えています。

こうした現状を踏まえて、当協議会では平成30年から継続して、大型車通行適正化に向けた啓発活動の取組みを推進しています。

京都府トラック協会の会員企業の皆様におかれましては、この取組みにご理解を頂き、通行の適正化及び啓発活動へのご協力を宜しくお願い致します。

併せて、映像資料をご視聴して頂き、特殊車両に関する認識を深めて頂くとともに、当協議会が実施する効果的な広報活動の実施に向けて、アンケート調査にご協力を宜しくお願い致します。

アンケート調査につきましては、下記のQRコードからアクセスして頂き、大型車通行適正化についての映像資料を事前にご覧頂いたうえで、アンケートにご協力を宜しくお願い致します。

【大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会委員】
一般社団法人大阪府トラック協会、一般社団法人京都府トラック協会、
一般社団法人兵庫県トラック協会、一般社団法人全国クレーン建設業協会大阪支部、
同兵庫支部、大阪府警察本部、京都府警察本部、兵庫県警察本部、近畿運輸局、
大阪府、京都府、兵庫県、大阪市、堺市、京都市、神戸市、西日本高速道路株式会社、
阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、近畿地方整備局
(オプザバー)
公益社団法人関西経済連合会、警察庁近畿管区警察部、国土交通省近畿地方整備局港湾空港部
(事務局) 近畿地方整備局 道路部 交通対策課

兵ト協ニュース Vol.460
NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

行政からのお知らせ
近畿地方整備局
大型車通行適正化に向けた啓発活動を実施

「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」では、大型車両の運送事業者及び関係する事業者の適正かつ安全な走行に向け、「積み過ぎ禁止！ルール厳守で道路を守ろう！！」を統一スローガンに様々な啓発活動を実施しています。

さて、近畿地域の橋梁等の道路構造物は、既に約50年が経過しているものが約2割あり、今後さらに増加傾向にあると言われています。

これらの老朽化した道路構造物に対して、近年、軸重超過車両の割合は、3割程度の横ばいで推移しており、依然として、重量超過の車両は減少しておらず、老朽化が進んでいる橋梁や道路舗装等に大きな悪影響を与えています。

こうした現状を踏まえて、当協議会では平成30年から継続して、大型車通行適正化に向けた啓発活動の取組みを推進しています。

兵庫県トラック協会の会員企業の皆様におかれましては、この取組みにご理解を頂き、通行の適正化及び啓発活動へのご協力を宜しくお願い致します。

併せて、映像資料をご視聴して頂き、特殊車両に関する認識を深めて頂くとともに、当協議会が実施する効果的な広報活動の実施に向けて、アンケート調査にご協力を宜しくお願い致します。

アンケート調査につきましては、下記のQRコードからアクセスして頂き、大型車通行適正化についての映像資料を事前にご覧頂いたうえで、アンケートにご協力を宜しくお願い致します。

【大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会委員】
一般社団法人大阪府トラック協会、一般社団法人京都府トラック協会、
一般社団法人兵庫県トラック協会、一般社団法人全国クレーン建設業協会大阪支部、
同兵庫支部、大阪府警察本部、京都府警察本部、兵庫県警察本部、近畿運輸局、
大阪府、京都府、兵庫県、大阪市、堺市、京都市、神戸市、西日本高速道路株式会社、
阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、近畿地方整備局
(オプザバー)
公益社団法人関西経済連合会、警察庁近畿管区警察部、国土交通省近畿地方整備局港湾空港部
(事務局) 近畿地方整備局 道路部 交通対策課

3. 取組の紹介（運送事業者への啓発活動）

NO.④⑤⑥ 運送事業者へのチラシの配布等及び事業者・ドライバー等への啓発活動

④⑤ 運送事業者に対する近畿運輸局及び運輸支局の取組み

実施項目	実施時期	実施内容	備考
整備管理者研修時の広報用チラシの配布	令和6年10月 ～ 令和7年3月	整備管理者研修(合計96回)において、一般向け広報用チラシを配布	
運行管理者講習時等のチラシの配布	令和6年10月 ～ 令和7年3月	運行管理者講習実施指定機関(NASVA)に対して、講習時等に一般向け広報用チラシを1,000枚配布	※ R6年度講習実施指定機関(NASVA)に広報依頼

⑥ 各道路管理者で特殊車両取締時や車両制限令違反者を対象者とした講習会において、チラシを配布して頂きました。



取締時におけるチラシ等の配布資料



(一般向けチラシ)



(ウェットティッシュ)



(荷主等向け罰則チラシ)



(通行確認制度チラシ)

3. 取組の紹介（研修の実施）

NO.⑦ 研修等の実施（12/13実施）

兵庫県トラック協会の主催により、会員事業者を対象に近畿運輸局を講師として、「大型車に係る安全対策と事故防止の推進について」をテーマに、近畿地方整備局を講師として、「特殊車両通行制度について」をテーマとして研修会を実施されました。（12/13）

特殊車両通行制度について

令和6年12月13日（金）
大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

安全対策と事故防止の推進について

令和6年12月13日
近畿運輸局
自動車監査指導部



令和6年11月1日
会員各位
(一社)兵庫県トラック協会
会長 木南 一志

「大型車の事故防止対策及び特殊車両通行制度に関するセミナー」開催について（ご案内）

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、当協会の運営につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、「トラック事業における総合安全プラン」の計画期間終了も来年が最終年ですが、現在の状況を見ても達成がなかなか難しい状況にあるため、当協会では事故が増加する年末に、改めて「事故防止」の意識を高め、その対策に取り組むとともに、「特殊車両通行制度」に関する理解を深めていただくため標榜講習会を下記のとおり開催致します。
各位におかれましては、時節柄何かとご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、お隣り合わせのうえご参加下さるようご案内申し上げます。

敬具

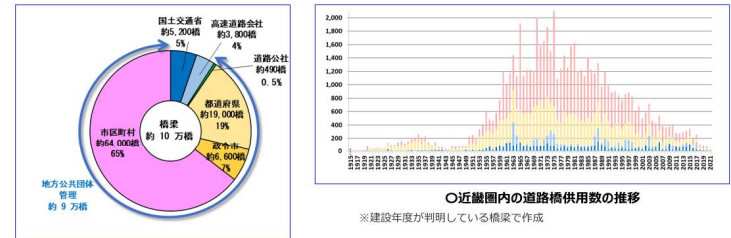
記

1. 日 時： 令和6年12月13日(金) 13時30分～15時(100分) 受付：13：00～
2. 会 場： 兵庫県トラック総合会館（兵ト館）
神戸市灘区大石東町二丁目4番27号
3. 研 修： 第1部 「大型車に係る安全対策と事故防止の推進について」
・事業用自動車総合安全プラン2025
・トラック運送事業者が取り組む安全対策及び法令遵守
・運輸安全マネジメント制度
国土交通省 近畿運輸局 自動車監査指導部
自動車監査官 佐藤 光一 氏
第2部 「特殊車両通行制度について」
・特殊車両通行制度及び標榜講習会の概要について
・特殊車両通行制度の最近の動向について
国土交通省 近畿地方整備局 道路部
道路構造保全官 木村 信雄 氏
4. 受講料： 無料

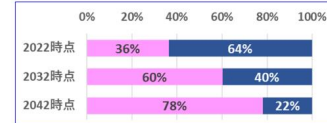
近畿地域の道路の老朽化の現状

■ 高齢化する道路施設

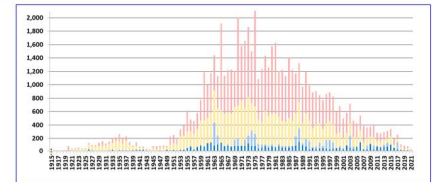
- 近畿圏内にある道路橋（約10万橋）の建設は、昭和30（1955）年代から急増し、昭和50（1975）年頃にピークを迎えました。そのため、現在（2022年）、老朽化が進んでいます。
- 建設後50年を経過した橋梁の割合は、現在（2022年）は約36%ですが、20年後には約78%に急増します。
- この他にも建設年度が不明の橋梁が約3万4千橋あります。これらの大半が市町村管理が橋長15m未満の橋梁です。
- ※近畿圏は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県



○近畿圏内の管理者別橋梁数

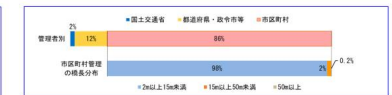


○近畿圏内の建設後50年を経過した道路橋の割合



○近畿圏内の道路橋供用数の推移

※建設年度が判明している橋梁で作成



○近畿圏内の建設年度不明橋梁（約3万4千橋）の内訳

出展：近畿地方整備局ホームページ「道路の老朽化」資料



3. 取組の紹介（研修の実施）

NO.⑦ 研修等の実施（1/16実施）

大阪府トラック協会において、会員事業者を対象に近畿運輸局・近畿地方整備局を講師として、大型車の安全走行・通行適正化に関する研修会が実施されました。（1/16）＜Gマーク加点对象研修＞

《大型車に係る安全対策と事故防止の推進・特殊車両通行制度について》のご案内

開催日時 令和7年1月16日（木）
午後2時00分から午後4時00分

開催場所 大阪府トラック総合会館 6階 601号室
(大阪市城東区鳴野西2-11-2)

内容

- 事業用自動車総合安全プラン2025
- トラック運送事業者が取り組む安全対策及び法令遵守
- 運輸安全マネジメント制度
- 特殊車両通行制度及び確認制度の概要について
- 特殊車両通行制度の最近の動向について

講師 近畿運輸局 自動車監査指導部 自動車監査官 佐藤光一 氏（予定）
近畿地方整備局 道路部 道路構造保全官 木村信雄 氏（予定）

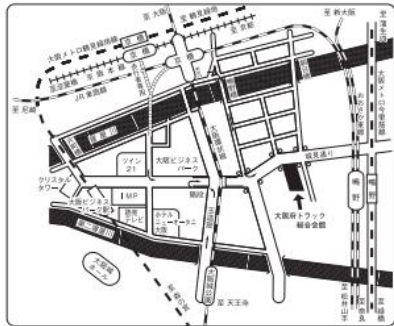
定員 100名

申し込み締め切り 令和7年1月9日（木）

その他

- ・本セミナーの受講で翌年度Gマークの加算対象となります。
- ・1事業所（営業所）の定員は1名となります。
- ・公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

【アクセス】大阪府トラック総合会館 〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2



JR「京橋駅南出口」下車徒歩約10分 JR「鳴野駅」下車徒歩約15分
大阪メトロ「大阪ビジネスパーク駅」下車徒歩約10分 京阪「京橋駅」下車徒歩約15分

申し込み方法

HP (<https://www.truok.or.jp/public/index/275/#page-content>)
または左記QRコードよりお申し込みください。
WEBでのお申し込みが困難な方はご連絡ください。
【問合せ】（一社）大阪府トラック協会 業務部 TEL:06-6985-4036

大型車に係る安全対策と事故防止の推進について

令和7年1月16日
近畿運輸局
自動車監査指導部



特殊車両通行制度について

令和7年1月16日（木）
大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会



3. 取組の紹介（ラジオCMによる注意喚起・啓発活動）

NO.⑧⑨ ラジオCM・WEBアンケート調査

- 令和6年度は、放送回数を12回としてラジオCMによる注意喚起及び聴取者対象にWEBによるアンケートを実施しました。

- 放送局：FM 802
- 放送回数：12回
- CM内容：右記参照
- 放送スケジュール（令和5年度）

11/10(金)	11/11(土)
6回	6回

- 放送局：FM 802
- 放送回数：12回
- CM内容：右記参照
- 放送スケジュール（令和6年度）

大阪府・京都府・兵庫県
が主な聴取エリア

11/1(金)	11/2(土)
9:48	8:40
10:47	8:53
11:29	9:58
12:53	11:46
13:58	11:15
14:28	14:58
6回	6回

※ 聴取率の高い
時間帯に設定

■ ラジオCM原稿 40秒 ⇒12回実施

SE
協議会広報・女性

♪（番組風）

大型車両の通行ルールについてのお知らせです。
荷物の積み過ぎで道路を走行していませんか？

説明者・男性

道路法などで定められている重さ以上に荷物を積んで走行する場合には、あらかじめ許可が必要となります。

この重量違反車両が、橋や道路を傷める大きな原因になっています。

近畿では、建設からおよそ50年経過した道路や橋が多く、老朽化が進んでいる今、重量違反車両をなくすことが重要です。
皆様のご協力をお願いします。

Na 女性

積み過ぎ禁止！ルールを守って道路を守ろう！！

「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」からのお知らせでした。

■ 収録状況



■ アンケート調査

ラジオCM聴取者対象にアンケート調査を実施し、協力を頂きました。

3. 取組の紹介（「インフラメンテナンス国民会議」における啓発活動）

NO.⑩ 広報イベント（1/3）

○ 令和6年5月の「インフラメンテナンス国民会議」において、広報活動を実施しました。

■ イベント名：インフラメンテナンス国民会議

インフラメンテナンス国民会議 （一社）国土政策研究会 関西支部
 インフラメンテナンス国民会議 近畿本部フォーラム 主催

■ 開催場所：花博記念公園鶴見緑地内／ハナミズキホール周辺

■ 実施日時：令和6年5月23日（木） 10:00～17:00
 令和6年5月24日（金） 10:00～17:00

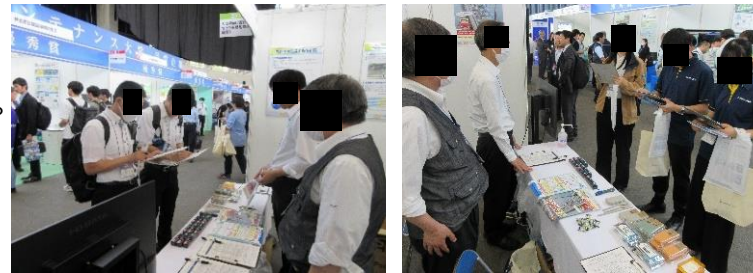
■ 実施状況



■ 連絡協議会委員の参加

本イベントでは、事務局が主体となり、啓発用チラシを配布しました。

組織名	参加人数
事務局（近畿地域連絡協議会事務局）	4名



■ 連絡協議会の活動内容

○ 連絡協議会啓発用ポスター・パネルの展示、啓発用チラシ・ノベルティグッズの配布及びアンケート調査を実施

ブースを設け、ポスター・パネルの展示および当協議会啓発用チラシ・ノベルティグッズを配布するとともに、社会一般のアンケート調査を実施しました。

また、各ブースへ荷主アンケート調査を依頼し、粗品として、啓発用チラシ・ノベルティグッズを配布しました。

啓発用チラシ
 ⇒250枚配布

啓発用ノベルティグッズ（ウエットティッシュ・カトラー）
 ⇒250セット配布

■ 配布資料

啓発用チラシ



啓発用ノベルティグッズ



3. 取組の紹介（「建設技術展」における啓発活動）

NO.⑩ 広報イベント（2/3）

○ 令和6年11月の「2024 近畿 建設技術展」において、広報活動を実施しました。

■ イベント名：建設技術展

日刊建設工業新聞社/（一社）近畿建設協会 主催

■ 開催場所：インテックス大阪 6号館 Cゾーン

■ 実施日時：令和6年11月7日（木）9:30~17:00

令和6年11月8日（金）9:30~16:45

■ 実施状況



■ 連絡協議会委員の参加

本イベントでは、事務局が主体となり、啓発用チラシを配布しました。

組織名	参加人数
事務局（近畿地域連絡協議会事務局）	4名

■ 連絡協議会の活動内容

○ 連絡協議会啓発用ポスター・パネルの展示、啓発用チラシ・ノベルティグッズの配布及びアンケート調査を実施

ブースを設け、ポスター・パネルの展示および当協議会啓発用チラシ・ノベルティグッズを配布するとともに、社会一般のアンケート調査を実施しました。また、各ブースへ荷主アンケート調査を依頼し、粗品として、啓発用チラシ・ノベルティグッズを配布しました。

啓発用チラシ
⇒**300枚配布**

啓発用ノベルティグッズ（LEDライト等）
⇒**300セット配布**

■ 配布資料

啓発用チラシ



特車新制度チラシ



啓発用ノベルティグッズ（LEDライト等）



建設技術展 2024近畿 ええもん「便」で、ええもん「創」!

9つの分野に約600種が集結

- 防災
- 環境
- コスト削減
- 安全・安心
- 職工
- 設備・管理
- DX・ICT
- 学校

Disaster Prevention
Environment
Cost Reduction
Safety & Relief
Construction
Maintenance & Renewal
DX & ICT
Organization
Education

2024.
11/7 [木] 9:30~17:00
11/8 [金] 9:30~16:45 **入場無料**

インテックス大阪 6号館 Cゾーン

【コアエリア（コア）】最上層（6階）から最下層まで無料シャトルバス運行!

3. 取組の紹介（「トラックの日のトラックフェスタ」における啓発活動）

NO.⑩ 広報イベント（3/3）

- イベント名：トラックフェスタの日イベント
（一社）兵庫県トラック協会 主催
- 開催場所：三田市総合文化センター「郷の音ホール」
- 実施日時：10月5日（土）11:00～16:00

- 連絡協議会の活動内容 **（100部配布）**
○ 連絡協議会の啓発用一般向けチラシ配布を実施

組織名

（一社）兵庫県トラック協会（近畿地域連絡協議会委員）

○ 令和6年度トラックの日の「トラックフェスタ」において、大阪府・京都府・兵庫県の各会場で、チラシ配布の広報活動を実施しました。

実施状況



- イベント名：トラックフェスタ2024
（一社）大阪府トラック協会 主催
- 開催場所：堺市 浜寺公園イベント広場
- 実施日時：11月3日（日・祝）10:30～16:00

- 連絡協議会の活動内容 **（100部配布）**
○ 連絡協議会の啓発用一般向けチラシ配布を実施

組織名

（一社）大阪府トラック協会（近畿地域連絡協議会委員）

実施状況



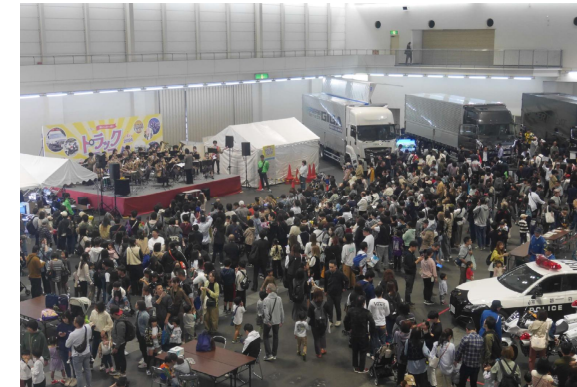
- イベント名：トラックフェスタ2024
（一社）京都府トラック協会 主催
- 開催場所：京都パルスプラザ（大展示場）
- 実施日時：11月4日（祝）10:50～13:35

- 連絡協議会の活動内容 **（100部配布）**
○ 連絡協議会の啓発用一般向けチラシ配布を実施

組織名

（一社）京都府トラック協会（近畿地域連絡協議会委員）

実施状況



3. 取組の紹介（ポスター・チラシの掲示・配布による啓発活動）

NO. ⑪ ポスター・チラシの配布実施状況 訴求先に応じた内容で効果的な取組を実施

- 広報用チラシは、一般の方向け、荷主の方向け、荷主・運送の方向け罰則の3種類及びポスターを10月上旬から配布
- 京阪神圏の37の行政機関・企業団体・関係団体等において、チラシ5万5千枚及びポスター290枚を配布し、大型車の通行適正化に向けた注意喚起を実施
- 令和4年4月1日から開始した特殊車両通行確認制度の新たなチラシも同時に配布

■ 掲出・配布状況

【近畿地方整備局】



■ ポスター・チラシ 設置箇所

- 大阪府・京都府・兵庫県 トラック協会
- 全国クレーン建設業協会 大阪支部・兵庫支部
- 近畿管区警察局・関西経済連合会・近畿運輸局
- 大阪府・京都府・兵庫県 警察本部
- 大阪府・京都府・兵庫県・大阪市・堺市・京都市・神戸市
- 西日本高速道路(株)・阪神高速道路(株)・本州四国連絡高速道路(株)
- 近畿地方整備局 港湾空港部・道路部 交通対策課
- 大阪・京都・兵庫 国道事務所
- 大阪府・京都府・兵庫県 建設業協会
- 日本建設業連合会 関西支部
- P C建設業協会 関西支部
- 大阪府・京都府・兵庫県 鉄工建設業協同組合
- 厚生労働省大阪労働局・京都労働局・兵庫労働局

■ チラシ

分かり易い一般的な内容

荷主企業に特化した注意喚起

罰則に特化した注意喚起

特車新制度活用の紹介内容

分かり易い一般的な内容



一般向けチラシ

荷主向けチラシ

荷主・運送事業者向けチラシ

特車新制度チラシ

一般向けポスター

⇒ 約21,000枚配布

⇒ 約8,000枚配布

⇒ 約8,000枚配布

⇒ 約18,000枚配布

⇒ 約290枚配布

3. 取組の紹介（広報パネルの展示による啓発活動）

NO.11 パネルの展示

○ 広報イベント（インフラメンテ国民会議・建設技術展）で啓発用チラシを配布するとともに、パネル展示を実施しました。展示したパネルは以下のとおりです。

高齢化が加速する道路橋

近畿圏の道路橋の現状

- 近畿圏内には道路橋が約10万橋あり、その多くが高度経済成長期に建設されており、建設から50年を超える道路橋の割合は、平成28年の約27%から、20年後には約72%まで急増します。

<近畿圏内 建設から50年を経過する道路橋の割合>

現在 (2018)	10年後 (2028)	20年後 (2038)
50年経過後 約1.7万橋 (27%)	50年経過後 約3.1万橋 (51%)	50年経過後 約4.4万橋 (72%)

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

道路橋の老朽化の状況

老朽化による損傷事例

- 老朽化の進展に伴い、一部の道路橋構造物で劣化損傷もみられるようになってきました。
- 主桁の「グルバー」部にひびわれが生じています。

道路橋の点検結果について

- 平成22年の道路改正により、5年に1回の頻度で道路点検による点検を実施しており、平成26年から平成30年度までの1回目の点検が終了しています。その結果が以下のとおりです。建設経過年数が長くなるほど、判定区分Ⅱの早期に措置を講ずべき状態が多くなる傾向にあります。

建設経過年数	判定区分Ⅰ	判定区分Ⅱ	判定区分Ⅲ
10年以内	90%	10%	0%
10年以上15年未満	75%	25%	0%
15年以上20年未満	60%	40%	0%
20年以上25年未満	45%	55%	0%
25年以上30年未満	30%	70%	0%
30年以上	15%	85%	0%

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

大型車両の道路への影響

舗装への影響

- 大型車両1台が軸重*10トンを超えた場合、舗装に対しては約2倍の劣化が齎せられ、道路損傷の原因となっています。

橋梁への影響

- 0.3%の重量を超過した大型車両*が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占めており、一部の違反車両が道路橋の劣化を加速させる主要因となっています。

軸重20トン車が道路橋に与える影響は軸重10トン車の約4,000倍に相当する。

通行台数	劣化の割合
標準重量10トン以下	0.3%
重量超過車両	約90%

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

道路を守るための大型車両の通行ルール ①

特殊車両通行許可制度

道路を守るため、定められた大きさや重さを超える車両が道路を通行する場合は、道路管理者の許可を得る必要があります。

重量	許可制
20t以上	許可制
10t以上	許可制
5t以上	許可制

許可が必要となる車両の例

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

道路を守るための大型車両の通行ルール ②

重量条件

寸法条件

無許可走行や、通行条件を守らないと大事故に繋がる恐れ

8時間以上通行止め

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

違法走行車両を取締りませう

重量違反の状況

- 管理用の道路に設置している自動車重量計測装置による計測データから、軸重超過車両の割合は、ここ10年で3割程度の増大が確認されています。
- 令和元年度は、約3割に当たる156万台が軸重超過車両として計測されています。

違反種別	違反台数
① 1軸重量超過	53,100
② 2軸重量超過	26,200
③ 3軸重量超過	23,100
④ 4軸重量超過	5,500

計測所における指導・取締り状況

- 道路の構造を保全、または交通の危険を防止するため、車両計測装置を備えた取締り基地または、可搬式の重量計測装置により、特殊車両を違法に通行させている者に対して警察と連携した指導・取締りを実施しています。

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会設立

● 老朽化した道路をこれ以上増やさないよう、道路の劣化に与える影響が非常に大きいとする「重量を違法に超過した大型車両」への対策強化が必要である。

● しかし、重量違反車両の抑制には単独組織(道路法)のみでは限界があるため、大型車両の走行に関係する幅広い組織の協力、連携が必要となります。

平成30年1月 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会設立

連絡協議会の構成は以下のとおりです。

【関係企業】 国土交通省、近畿地方整備局、近畿建設業協会、近畿自動車連盟、近畿トラック協会、近畿トラック協会、近畿トラック協会、近畿トラック協会、近畿トラック協会

【関係官公庁】 国土交通省、近畿地方整備局、近畿建設業協会、近畿自動車連盟、近畿トラック協会、近畿トラック協会、近畿トラック協会、近畿トラック協会、近畿トラック協会

【関係機関】 近畿地方整備局管内での取締り業者、近畿地方整備局管内での取締り業者、近畿地方整備局管内での取締り業者、近畿地方整備局管内での取締り業者、近畿地方整備局管内での取締り業者

これまでの取組事例

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

3. 取組の紹介（ポスターの掲示・チラシの配布状況）

NO.⑪ ポスターの掲示・チラシの配布の実施状況（1/3）

＜ 近畿地方整備局 ＞



＜近畿地方整備局港湾空港部＞



＜ 兵庫国道事務所 ＞



＜ 京都労働局 ＞



＜ 兵庫県 ＞



＜ 京都府 ＞



3. 取組の紹介（ポスターの掲示・チラシの配布状況）

NO.11 ポスターの掲示・チラシの配布の実施状況（2/3）

＜大阪市＞



＜大阪府トラック協会＞

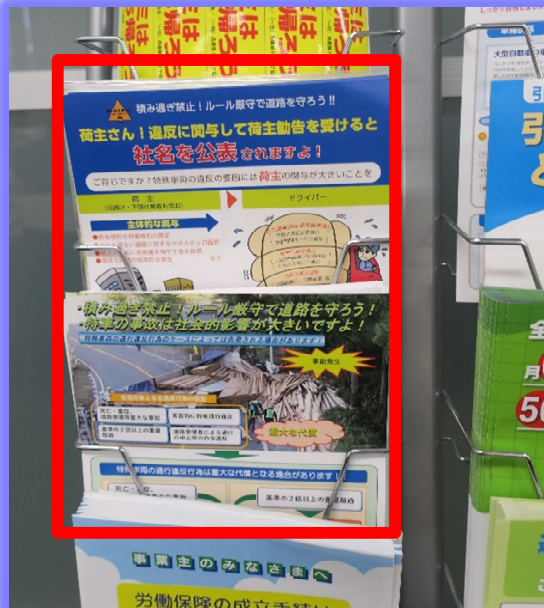


＜京都府トラック協会＞

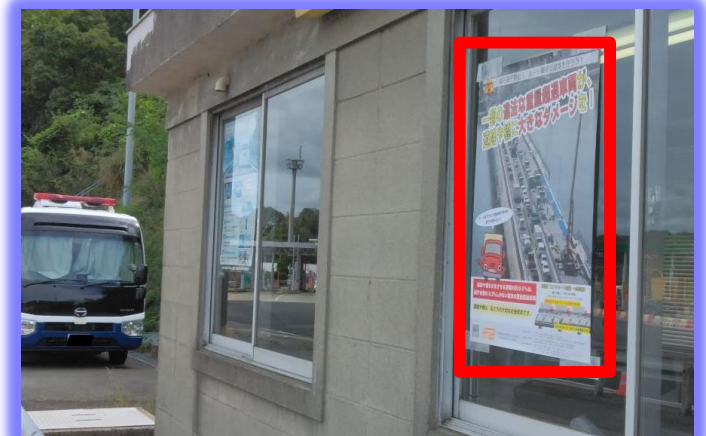


＜兵庫県トラック協会＞

＜全国クレーン建設業協会大阪支部＞



＜西日本高速道路＞



3. 取組の紹介（ポスターの掲示・チラシの配布状況）

NO.⑪ ポスターの掲示・チラシの配布の実施状況（3/3）

＜ 阪神高速道路 ＞



＜ 本州四国連絡高速道路 ＞



＜大阪建設業協会＞



＜ 兵庫県建設業協会 ＞



＜ 京都府警察本部 ＞



＜ 兵庫県警察本部 ＞



No. ⑪ ポスターの掲示・チラシの配布

NO. ⑪ ポスターの掲示・チラシの配布の取組み（1/4）

大型車ドライバーへのPR

大型車のドライバーに対して、利用する直轄の一般国道沿線の道の駅 25 箇所の道路情報コーナーにおいて、啓発用ポスター掲示・チラシ配布による啓発活動を実施しました。
一例として、直轄の一般国道 24 号沿線の道の駅「レスティ唐古・鍵」（奈良県田原本町）の状況を掲載しました。



（「道の駅」案内標識）



（道の駅「レスティ唐古・鍵」外観）



（道の駅「道路情報提供施設」外観）



（道の駅「道路情報提供施設」館内）



（ポスター掲示状況）



（チラシ設置状況）

No. ⑪ ポスターの掲示・チラシの配布

NO. ⑪ ポスターの掲示・チラシの配布の取組み（2/4）

大型車ドライバーへのPR

(※ 赤字は新規実施項目)

全日本トラック協会の協力を得て、トラックドライバーの休憩施設の大阪トラックステーション（大阪府寝屋川市木屋元町20-1（一般国道1号に隣接））に啓発用ポスター掲示及び啓発用一般向けチラシの配布を実施しました。

(トラックステーション入口)



(施設内全景)



(施設入口)



(ポスター掲示)



(チラシ配布)



(チラシ配布)



No. ⑪ ポスターの掲示・チラシの配布

NO. ⑪ ポスターの掲示・チラシの配布の取組み（3/4）

大型車ドライバーへのPR

(※ 赤字は新規実施項目)

連絡協議会に関係する府・県警察本部を通じて、所轄警察の窓口等に啓発用ポスター掲示及び特殊車両通行違反の罰則チラシ等の配布を実施しました。

< 兵庫県警察本部 >

(警察署窓口にポスター掲示)



< 京都府警察本部 >

(運転免許センターにポスター掲示)



(啓発用のチラシ配布)



(啓発用のチラシ配布)

No. ⑪ ポスターの掲示・チラシの配布

NO. ⑪ ポスターの掲示・チラシの配布の取組み（4/4）

大型車ドライバーへのPR

（※ 赤字は新規実施項目）

連絡協議会に係る道路管理者が実施する特殊車両の通常取締り時に、啓発用チラシ（4種類）と罰則チラシをドライバーへ配布を実施しました。

一例として、大阪国道事務所管内の一般国道171号の水無瀬車両計量所における通常取締り時の啓発用チラシ配布の状況を掲載しました。

※ 掲載写真の車両は違反車両ではありません。



（取締時のチラシ配布）



（セミトレーラー計量）



（セミトレーラーの引き込み）

特殊車両通行確認制度 運用開始

無料でお試し検索!

3. 取組の紹介（連絡協議会ホームページによる情報発信）

NO.12 連絡協議会ホームページによる情報発信

3. 取組の紹介（連絡協議会ホームページによる情報発信）

NO.12 連絡協議会ホームページによる情報発信

① アンケートフォーム・啓発動画

国土交通省 近畿地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Kinki Regional Development Bureau

HOME > 道路 > その他取組 > 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 > 大型車通行適正化に向けた特殊車両の指導・取締り等に関するアンケート

その他取組

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会
大型車通行適正化に向けた特殊車両の指導・取締り等に関するアンケート

- 運送事業者様向けアンケート
- クレーン事業者様向けアンケート
- 荷主企業様向けアンケート
- 一般の方向けアンケート

クリック

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会
運送事業者様向けアンケート

※動画のご視聴後、アンケートにご回答をお願いします。

※動画を視聴するには、アンケートにご回答をお願いします。

スマートフォンをご利用の方は左側のQRコードからアンケートに答えます。
PCをご利用の方は下記URLからアンケートに答えます。
<https://forms.gle/Ss5aV4HE8aYQye8fA>

※どちらも同じアンケートフォームにつながっております。

② 違反車両の取締り

HOME > 道路 > その他取組 > 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 > 違反車両の取締り

その他取組

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会
違反車両の取締り

■ 近畿地方整備局管内の各道路管理者の取締り状況

道路区分	令和5年度 特殊車両取締実績 (協議会関係機関)			
	計画台数	違反台数	措置命令台数	指導警告台数
一般道路 (以下の府県のみ) ・大阪府内 ・京都府内 ・兵庫県内	272	124	20	104
高速道路 (以下の高速道路会社) ・西日本高速道路(関西支社) ・阪神高速道路 ・本州四国連絡高速道路 (但し、上り橋脚の大阪府、京都府、兵庫県のみ)	977	224	171	53
合計	1,249	348	191	157

※上記表の違反台数は、協議会関係機関において、取締実績のある機関のみを累計した台数である。
また、上記数値は道路交通法の台数であり、道路交通法違反の台数は含まれない。

■ 特殊車両の通行にかかる重大事故情報

■ 国土交通省の行政処分情報

直轄国道において、車両制限令違反車両で基地取締り3回以上の是正指導 (WIM取締りの場合は4回目の是正指導) を受けた場合、会社名等が公表されます。

3. 取組の紹介（合同取締り）

NO. ⑬ 合同取締（HP掲載）

○ 令和6年11月20日（水）に京阪神圏12箇所において、10関係機関と協力し一斉合同取締りを実施しました。
 なお、各関係機関の合同取締実施結果速報値は、下記のとおり協議会のホームページに掲載されました。
 また、今年度は公開場所の八幡車両計量所において、マスコミの取材等はありませんでした。

一斉取締結果公表資料（協議会HP掲載）



大型車通行適正化に向けた
近畿地域連絡協議会

令和6年11月20日17:00

資料配布 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

京阪神圏の12箇所です特殊車両の一斉取締りを実施しました
 ～ 12箇所合計で違反車両計19台に指導実施 ～

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会は、道路構造物の劣化に多大なる影響を与える道路法違反車両への対策強化のため、京阪神圏において12箇所で一斉に特殊車両の取締りを実施しました。

実施結果の速報値として、12箇所合計で43台を計測、うち違反のあった19台について指導を行いましたので、お知らせします。

○取締日時： 令和6年11月20日（水） 14時00分～16時00分

○取締場所： 大阪府、京都府、兵庫県の2府1県の12箇所を実施

○取締結果：

道路管理者	取締場所		計測台数	違反台数 (道路法違反)
国土交通省 近畿地方整備局	一般国道171号	大阪府三島郡島本町	5台	1台
	一般国道1号	京都府八幡市	5台	2台
	一般国道43号	兵庫県西宮市	3台	1台
大阪府	府道2号線	大阪府八尾市	3台	1台
大阪市	大阪市道福島桜島線	大阪府大阪市	5台	1台
兵庫県	一般国道175号	兵庫県丹波市	3台	1台
	一般国道373号	兵庫県佐用郡佐用町	3台	2台
神戸市	神戸市道夢野白川線	兵庫県神戸市	7台	6台
西日本高速道路(株)	名神高速道路	大阪府茨木市	4台	1台
阪神高速道路(株)	阪神高速12号守口線	大阪府守口市	1台	1台
	阪神高速5号湾岸線	兵庫県神戸市	2台	1台
本州四国連絡高速道路(株)	神戸淡路鳴門自動車道	兵庫県神戸市	2台	1台
合計			43台	19台

連絡協議会では、道路の適正かつ安全な利用を促進するために、特に道路構造物を劣化させる要因である違反車両対策の取組みを強化しております。今後も道路インフラを守るため『積み過ぎ禁止！ルール厳守で道路を守ろう！！』をスローガンに大型車両の通行適正化の各種取組みを行います。

<問合せ先> 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 事務局

国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課

交通対策課長 芦谷 次郎

道路構造保全官 木村 信雄 TEL: 06-6945-9107 (直通)

別添

代表的な取締状況写真



【国道171号 大阪府三島郡島本町】

<取締状況> (違反車両ではありません)



【国道1号 京都府八幡市】

<計測状況> (違反車両ではありません)